

## 第1章 計画の方針

### 第1節 緊急事態等対処計画の方針

#### 1 計画の目的

横浜市緊急事態等対処計画（以下「本計画」という。）は、横浜市危機管理指針（平成16年3月25日総緊第182号。以下「指針」という。）に基づきテロ、感染症、環境汚染など、災害や武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の危機（以下「事件等の緊急事態」という。）に対処するため、本市及び警察等の関係機関が有する全機能を有効に発揮して、市域における事件等の緊急事態への事前対策、緊急対策、事後対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的としています。

#### 2 計画の策定方針

本計画は、次の事項を方針として策定しています。

計 画 の 策 定 方 針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市民、地域、行政及び事業者の事件等の緊急事態における対策上の役割を明確にする。</li><li>2 緊急事態対策本部等の設置により、組織体制の充実を図り「行政の即応力」を強化する。</li><li>3 警察等の関係機関との連携を強化する。</li><li>4 指揮命令系統及び事前対策、緊急対策、事後対策の実施責任を明確にする。</li><li>5 緊急対策実施時の主たる所管局を明確にする。</li><li>6 近年の事例を踏まえ、必要な対応を計画としてまとめる。</li><li>7 発生時の基本計画として活用できるよう、各区局の具体的な対応計画をまとめる。</li></ol>
---------------------------------	---

### 3 計画の構成及び内容

本計画は、事件等の緊急事態対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、各区局の諸活動の実施等における基本的体系を示した構成になっています。本計画の主な構成及び内容は、次のとおりです。

#### <本計画>

構成	主な内容
第1部 総則	緊急事態等対処計画の目的、方針、実施に関すること、本市において発生が懸念される事件等の緊急事態の想定等
第2部 事前対策	事件等の緊急事態発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるために、本市が日頃から行うべき措置
第3部 緊急対策	事件等の緊急事態発生から緊急対策の終了に至るまでの間において、各区局及び関係機関等が行う緊急対策に係る体制、措置等
第4部 事後対策	緊急対策終了後の被害者等への支援などの措置、再発防止策及び緊急対策に係わる検証等
第5部 事件等の緊急 事態種別対応 計画	事件等の緊急事態の種別ごとに対応した、事前対策及び緊急対策等 1 テロ事件対策 2 教育施設における事件対策 3 立てこもり事件対策 4 感染症対策 5 家畜伝染病対策 6 食中毒対策 7 毒物・劇物などによる健康被害対策 8 危険動物・有害昆虫などの対策 9 環境汚染対策 10 その他の対策

### 4 計画の修正

本計画は、指針の第6章に基づく横浜市危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）において必要があると認める場合は、修正します。

### 5 他の計画との関係

危機発生時には、直ちに原因が特定できないなどの可能性があることから、本計画は、横浜市防災計画及び横浜市国民保護計画との関連性を有しています。そのため、組織体制及び措置等について、計画間の移行を速やかに行えるように配慮します。

### 6 計画の習熟

本市各区局及び関係機関等は、日頃から事件等の緊急事態に関する調査・研究、研修、訓練等により、横浜市緊急事態等対処計画及びこれに関連する他の細部計画等の実現・習熟に努め、対応能力を高めます。

また、このうち特に必要と認めるものについては、本市における危機管理の総合的な推進を図るため、市民への周知徹底を図ります。

## 第2節 事件等の緊急事態対策の基本課題

都市化、情報化、高齢化及び国際化などの進展に伴い事件等の緊急事態の発生要因及びその態様が複雑なものとなっています。そこで、これら事件等の緊急事態に備え、次のような対策の強化を図る必要があります。

### 1 新たな危機発生要因等に対する研究

科学技術の発展に伴う情報化社会の進展等に応じて、これまで予想しなかったような事件等の緊急事態の発生や危険要因の増大が指摘されています。

今後の法令等の整備や技術の進展等に応じて国や関係機関等との連携を図りつつ、事件等の緊急事態対策に関する研究を進めていく必要があります。

### 2 情報収集伝達体制の整備・強化

#### (1) 市民、関係機関、施設管理者等との連携強化

多種多様な事件等の緊急事態に迅速的確に対処するためには、施設の状況や緊急事態の原因となった物質等の把握など、事件等の緊急事態発生初期における情報を可能な限り早期に収集する必要があります。

このため、平常時から事件等の緊急事態発生時を踏まえた、市民、関係機関及び施設管理者等との情報収集伝達体制を整備し、本計画に反映しておく必要があります。

#### (2) インターネットやデジタル放送の利活用

事件等の緊急事態発生時には、ホームページや電子メール等のインターネットや、デジタル放送などが情報の収集や伝達に有効であることから、これらを利活用するための環境整備を推進していきます。

### 3 防災基盤の利活用

事件等の緊急事態対策を推進していくため、防災対策により整備した防災情報基盤網、備蓄物資、避難場所などや災害時協定等を事件等の緊急事態発生時にも効果的に利活用していく事前の対策を確立していきます。

### 4 応援体制の確立

過去の事件等の緊急事態において本市が実施した様々な応援活動を踏まえ、将来、国内外に発生する大規模な事件等の緊急事態に敏速に対処するため、情報の的確な収集や他の自治体との連携方策の検討など、応援体制の確立を進めます。

### 5 計画的な対策事業の推進

本計画に基づき本市における対策を計画的に進め、危機管理の強化推進を図ります。

## 第2章 想定する事件等の緊急事態

### 第1節 想定する事件等の緊急事態

本計画の対象として想定する事件等の緊急事態は、テロ、感染症、環境汚染など災害や武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の危機であって、かつ、その危機が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものをいいます。

### 第2節 想定する事件等の緊急事態の種別

#### 1 事件等の緊急事態種別対応計画の策定

本計画において、想定する事件等の緊急事態の種別は、次に掲げるとおりです。

この種別に応じ、テロ、新型インフルエンザ等、社会的な影響が大きい感染症、大規模広域断水、大規模広域停電等の事案ごとに主たる所管局は総務局及び関係区局と協議し事件等の緊急事態種別対応計画を策定します。また、本計画に想定されていない態様で、事件等の緊急事態に類する事案が発生した場合には、本計画の規定を準用するとともに本計画の想定に追加するものとします。

想定する事件等の緊急事態の種別	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テロ事件対策</li> <li>2 教育施設における事件対策（学校への不審者侵入など）</li> <li>3 立てこもり事件対策（バスジャックなど）</li> <li>4 感染症対策（新型インフルエンザ等、社会的な影響が大きい感染症 など）</li> <li>5 家畜伝染病対策（高病原性鳥インフルエンザなど）</li> <li>6 食中毒対策（食中毒など）</li> <li>7 毒物・劇物などによる健康被害対策（水道施設への毒物・劇物等の混入など）</li> <li>8 危険動物・有害昆虫などの対策（危険動物の逸走、有害昆虫の発生など）</li> <li>9 環境汚染対策（大気汚染、土壌汚染、水質汚濁など）</li> <li>10 その他の対策（大規模広域断水、大規模広域停電など）</li> </ol>
-----------------	---

#### 2 所管局が複数該当する場合

所管局が複数該当する事件等の緊急事態については、事件発生とともに協議を行い主たる所管局を定めることとします。また、本部の設置後、対応・対策の意思決定に際して、局間での調整が必要な場合などについては、第3部第1章第5節の機能別チームを参照します。

なお、主たる所管局については、総務局危機管理室長が決定します。

### 第3節 細部計画の策定

各区局は、本計画の円滑な実施のため、種別対応計画に基づく活動を行うにあたって、必要な事項を本計画の細部計画として定めるものとします。

なお、種別対応計画が定められていない事案については、各区局はあらかじめ対応マニュアル等を作成し、これをもとに、種別対応計画及び細部計画の策定に努めることとします。

### 第3章 本市が行うべき業務の大綱

本市が事件等の緊急事態において、事前対策、緊急対策、事後対策に関して処理する業務は、おおむね次のとおりです。

業務の大綱	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事件等の緊急事態に関する組織の整備</li><li>2 事件等の緊急事態に関する調査及び研究</li><li>3 防災に関して整備した施設及び設備の利活用</li><li>4 防災に関して整備した物資及び資材の利活用</li><li>5 危機管理知識の普及と研修及び訓練の実施</li><li>6 避難の措置等の実施</li><li>7 情報の収集、伝達及び被害等の調査</li><li>8 被害者に対する救助及び救護の実施</li><li>9 保健衛生対策等</li><li>10 広報及び広聴などの実施</li><li>11 その他事件等の緊急事態の発生の防止及び收拾</li></ol>
-------	--